

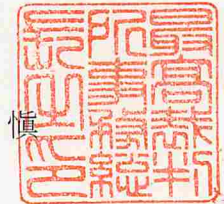
最高裁秘書第1787号

令和3年6月14日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

令和3年4月12日付け（同月14日受付，第030091号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

令和3年4月21日付け高松高裁総第338号「裁判官の配置等について（平成6年7月22日付け総一第182号に基づく報告）」（片面で12枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

高松高裁総第338号

(組ろ-02)

令和3年4月21日

最高裁判所事務総局総務局長 殿

高松高等裁判所長官 高 部 眞規子

裁判官の配置等について

(平成6年7月22日付け総一第182号に基づく報告)

令和3年度における当庁の裁判官の配置，裁判事務の分配，開廷日割及び代理順序（4月15日現在）は，別添のとおりです。

令和3年度における高松高等裁判所の裁判官の配置， 裁判事務の分配， 開廷日割及び代理順序

令和2年12月16日（令和3年1月1日施行）

令和3年3月10日（令和3年3月15日施行）

令和3年3月10日（令和3年4月1日施行）

高松高等裁判所

第1 裁判官の配置

第1部から第4部まで及び特別部の裁判官の配置は、別表第1のとおりとする。

第2 裁判事務の分配

1 民事事件（家事関係事件を含む。）及び行政事件

- (1) 民事控訴事件，民事上告事件，民事抗告事件，行政控訴事件及び行政抗告事件の分配に当たっては，事件番号の個数にかかわらず，記録送付書1通ごとに1件として取り扱う。
- (2) 次に掲げる事件は，その種別ごとに受理の順序に従い，第2部及び第4部に各2分の1の割合で分配する。

本項及び次項において，記録の計量は，除斥，忌避申立てを却下する決定に対する即時抗告事件については，基本事件の記録を除いて計量し，それ以外の事件については，事件受理時に原審から送付された記録一式を計量するものとする。

ア 民事控訴事件（原審の記録の重量が15キログラム未満のもの）

イ 遺産分割審判に対する抗告事件を除く民事抗告事件（原審の記録の重量が15キログラム未満のもの）

ウ 遺産分割審判に対する抗告事件（原審の記録の重量が15キログラム未満のもの）

エ 行政控訴事件（原審の記録の重量が15キログラム未満のもの）

オ 民事上告事件

- (3) 次に掲げる事件は，その種別，区分ごとに受理の順序に従い，第2部及び第4部に各2分の1の割合で分配する。

ア 民事控訴事件・行政控訴事件

(ア) 原審の記録の重量が15キログラム以上50キログラム未満のもの

(イ) 原審の記録の重量が50キログラム以上のもの

イ 民事抗告事件

(ア) 原審の記録の重量が15キログラム以上50キログラム未満のもの

(イ) 原審の記録の重量が50キログラム以上のもの

ウ 民事再審事件

エ 行政第一審訴訟事件

オ 行政抗告事件

カ 行政再審事件

- (4) 高等裁判所を第一審とする家事審判事件は、基本となる家事抗告事件が係属する部に分配する。
- (5) 上告提起事件，上告受理申立て事件，特別抗告提起事件，許可抗告申立て事件及び特別上告提起事件は，当該事件の原裁判をした部に分配する。
- (6) 雑事件（裁判官等に対する除斥又は忌避事件を除く。以下他の雑事件についても同じ。）は，本案が係属し，又は係属した部に分配する。ただし，本案のないものは，受理の順序に従い，前年度に引き続き第2部及び第4部に各2分の1の割合で分配する。
- (7) (2)及び(3)の規定にかかわらず，令和3年3月15日から同年6月30日までの間は，(2)のアないしエの事件及び(3)のアとイの事件については，第2部に5分の2，第4部に5分の3の各割合で分配する。

2 人身保護事件

- (1) 人身保護請求事件は，受理の順序に従い，前年度に引き続き第2部及び第4部に各2分の1の割合で分配する。
- (2) 人身保護雑事件は，本案の人身保護請求事件の係属する部に分配する。

3 刑事事件（少年保護事件を含む。）

- (1) 刑事の控訴事件及び抗告事件並びにその他の刑事に関する事件は，別に定めるものを除き，第1部に分配する。
- (2) 決定に対する異議申立事件は，受理の順序に従い，前年度に引き続き第2

部及び第4部に各2分の1の割合で分配する。

4 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の裁判に対する抗告事件

第1部に分配する。

5 法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の抗告事件等

(1) 抗告事件は、第1部に分配する。

(2) 異議申立事件は、第1部のした裁判に対するものは、受理の順序に従い、前年度に引き続き第2部及び第4部に、第2部又は第4部のした裁判に対するものは第1部にそれぞれ分配する。

6 裁判官等に対する除斥又は忌避事件

(1) 裁判官及び裁判所書記官に対する除斥又は忌避事件は、第1部に関するものは、受理の順序に従い、前年度に引き続き第2部及び第4部に、第2部に関するものは第4部に、第4部に関するものは第2部にそれぞれ分配する。

(2) 刑事訴訟法第23条第4項の事件は第1部に分配する。

7 分配の変更

(1) 前各号により事件を分配すべき部の構成員に除斥原因（民事訴訟法第325条第4項に該当する場合を含む。以下同じ。）があるときは、次順位の部（次順位の部がない場合は、第4の裁判官の代理順序の例による。）に分配する。

この場合には、分配された事件の数に応じて、その直後の当該部に対する事件の分配を減ずる。

(2) 一の部に分配された事件について、その部の構成員に除斥原因があるとき、他の部に関係する事件が係属するとき、そのほか他の部において審理裁判するのが相当であるときは、関係する部の総括者の協議により、事件を他の部に分配換えをすることができる。この場合、当該部は、分配換えをした事件に代えてその直後の事件の分配又は分配換えを受けるものとする。

8 特別部に分配する事件

裁判所法第16条第4号の事件及び裁判官分限事件は、特別部に分配する。

第3 開廷日割

別表第2のとおりとする。

ただし、必要があるときは、随時開廷することができる。

第4 裁判官の代理順序

- 1 裁判長に差し支えのある場合は、その部の裁判官が、第1に掲げた順序により代理する。
- 2 特別部を除く各部の裁判長以外の裁判官に差し支えのある場合は、第1部の裁判官については、第2部又は第4部の裁判長以外の裁判官が代理し、第2部の裁判官と第4部の裁判官については、相互に代理し、これによることができないときは、高等裁判所長官の指名する裁判官が代理する。
- 3 一つの部の裁判官全員に差し支えのある場合は、他の部の裁判官がこれを代理する。ただし、夏期休廷期間中の代理は、別表第4のとおりとする。
- 4 特別部の裁判官に差し支えのある場合は、高等裁判所長官の指名する裁判官が代理する。

第5 司法行政事務についての代理順序

- 1 高等裁判所長官に差し支えのある場合は、別表第3の順序により代理する。
- 2 部の事務を総括する裁判官に差し支えのある場合の代理順序は、裁判長に差し支えのある場合の例による。

附 則

この定めは、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この定めは、令和3年3月15日から施行する。

附 則

この定めは、令和3年4月1日から施行する。

(別表第1)

裁判官の配置			
第 1 部	裁判長	判事	杉山 慎治
		判事	安達 拓
		判事	井草 健太
	(兼)	判事	長谷川 利明
第 2 部	裁判長	判事	神山 隆一
		判事	上寺 誠
		判事	松阿彌 隆
		判事	中田 克之
		判事	上田 元和
		判事	長谷川 利明
第 3 部	裁判長 (兼)	判事	杉山 慎治
	(兼)	判事	安達 拓
	(兼)	判事	井草 健太
	(兼)	判事	長谷川 利明
第 4 部	裁判長	判事	片田 信宏
		判事	大竹 貴
		判事	磯尾 俊明
		判事	八木 文美
		判事	西村 甲児

特別部	裁判長	高等裁判所長官	高 部	眞規子
		判 事	神 山	隆 一
		判 事	杉 山	慎 治
		判 事	片 田	信 宏
		判 事	大 竹	貴 隆
		判 事	松阿彌	
		判 事	中 田	克 之

(別表第2)

部	開 廷 日 割
第1部	毎週火, 木曜日及び毎月第1, 第3, 第5水曜日
第2部	毎週水, 金曜日及び毎月第2, 第4月曜日
第4部	毎週火, 木曜日及び毎月第1, 第3, 第5月曜日
特別部	随 時

(別表第3)

司法行政事務についての代理順序	
判 事	神 山 隆 一
判 事	杉 山 慎 治
判 事	片 田 信 宏

(別表第4)

夏期休廷中の部の代理順序

夏期休廷中の部の裁判事務の代理順序は、次のとおりとする。

休廷日割	差し支え部	代理部及び順序
前期(7/21～8/10) 第2部	第1部	8/1～8/10 第4部, 第2部
		8/11～8/21 第2部, 第4部
中期(8/1～8/21) 第1部	第2部	7/21～7/31 第1部, 第4部
		8/1～8/10 第4部, 第1部
後期(8/11～8/31) 第4部	第4部	8/11～8/21 第2部, 第1部
		8/22～8/31 第1部, 第2部